

札幌市普通河川管理条例及び札幌市流水占用料等徴収条例の一部
を改正する条例案

令和元年（2019年）6月13日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市普通河川管理条例及び札幌市流水占用料等徴収条例の一部
を改正する条例

（札幌市普通河川管理条例の一部改正）

第1条 札幌市普通河川管理条例（平成12年条例第28号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表 1 流水占用料の表中「36,936円」を「37,620円」に、「6,912円」を「7,040円」に、「3,456円」を「3,520円」に、「10,260円」を「10,450円」に、「100分の108」を「100分の110」に改める。

(2) 別表 2 土地占用料（年額）の表中「100分の108」を「100分の110」に、

86円40銭	を	88円
21円60銭		22円
32円40銭		33円
27円		27円50銭
37円80銭		38円50銭
57円24銭		58円30銭
76円68銭		78円10銭
118円80銭		121円
151円20銭		154円
712円80銭		726円
1,080円		1,100円

1,512 円
637 円 20 銭
1,026 円
1,404 円
63 円 72 銭
6 円 48 銭
1,296 円

1,540 円
649 円
1,045 円
1,430 円
64 円 90 銭
6 円 60 銭
1,320 円

に改める。

- (3) 別表 3 土石採取料その他の河川産出物採取料の表中「140円40銭」を「143円」に、「172円80銭」を「176円」に、「226円80銭」を「231円」に、「961円20銭」を「979円」に改める。

(札幌市流水占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 札幌市流水占用料等徴収条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表 1 流水占用料の表中「36,936円」を「37,620円」に、「6,912円」を「7,040円」に、「3,456円」を「3,520円」に、「10,260円」を「10,450円」に、「100分の108」を「100分の110」に改める。

- (2) 別表 2 土地占用料（年額）の表中「100分の108」を「100分の110」に、

86 円 40 銭
21 円 60 銭
32 円 40 銭
27 円
37 円 80 銭
57 円 24 銭
76 円 68 銭
118 円 80 銭
151 円 20 銭

を

88 円
22 円
33 円
27 円 50 銭
38 円 50 銭
58 円 30 銭
78 円 10 銭
121 円
154 円

712 円 80 銭
1,080 円
1,512 円
637 円 20 銭
1,026 円
1,404 円
63 円 72 銭
6 円 48 銭
1,296 円

726 円
1,100 円
1,540 円
649 円
1,045 円
1,430 円
64 円 90 銭
6 円 60 銭
1,320 円

に改める。

- (3) 別表 3 土石採取料その他の河川産出物採取料の表中「140円40銭」を「143円」に、「172円80銭」を「176円」に、「226円80銭」を「231円」に、「961円20銭」を「979円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から引き続き占用している普通河川及び準用河川における流水若しくは土地に係る占用料（流水に係る占用料にあっては令和元年度における流水の占用に係るものに限る、土地に係る占用料にあっては1月未満の土地の占用に係るものに限る。）又は同日前から引き続き採取している普通河川及び準用河川における土石その他の河川産出物に係る採取料については、なお従前の例による。

(理 由)

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、普通河川及び準用河川に係る流水占用料等について、消費税及び地方消費税の税率改定相当分の改定を行うため、本案を提出する。